

## 「アクション・プラン」推進委員会（第10回）議事録

日時：平成24年11月13日（火）17：30～18：30

場所：内閣府地域主権戦略室会議室（日本自転車会館2号館5階）

出席者：樽床伸二委員長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進））、上田清司委員（埼玉県知事）、大島敦委員（内閣府副大臣）、稲見哲男委員（内閣府大臣政務官）

（関係府省）

加賀谷健内閣府大臣政務官、森田高総務大臣政務官、松野信夫法務大臣政務官、生田正之厚生労働省大臣官房総括審議官、鷲尾英一郎農林水産大臣政務官、照井恵光経済産業省地域経済産業審議官、長安豊国土交通副大臣、生方幸夫環境副大臣

（関係地方）

平井伸治鳥取県知事、飯泉嘉門徳島県知事、広瀬勝貞大分県知事

（樽床委員長）ただ今から、「アクション・プラン」推進委員会の第10回会合を開催いたします。本日は、急な御案内にもかかわらず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。地域主権推進担当大臣の樽床でございます。今回の「アクション・プラン」推進委員会の委員長を務めさせていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。民主党政権の一丁目一番地の政策であります地域主権改革につきましては、私個人としても20年間訴えてまいりました。川端前委員長の思いをしっかりと引き継ぎ、地域主権改革の実行に向けて全力で前に進んでいきたいと思っております。どうか、よろしくお願いいたします。前回の6月の委員会では、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案と、これとセットになります個別の事務・権限の取扱いに関する閣議決定案について、与党内のプロセスに向けてその取扱いを御一任いただいたと伺っております。本日は、その後の経緯と関係方面との意見交換等を踏まえた変更点を中心に後程、御説明をいたします。皆様の忌憚のない御発言をいただきたいと思っております。今国会中に法案を提出すべく最大限の努力をしたい、その総理の強い思いを受けまして、皆様に御了解をいただきたいと思っておりますので、改めてよろしくお願いいたします。なお、大島内閣府副大臣、稲見内閣府大臣政務官も初めての出席でございますので、挨拶をよろしくお願いいたします。大島副大臣よろしくよろしくお願いいたします。

（大島委員）本日は、お忙しい中、本当にありがとうございます。もう樽床大臣から、すべてのことについては述べていただきましたので、今日の議論も様々な御議論していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(樽床委員長) 稲見政務官お願いします。

(稲見委員) 7月の13日に内閣府大臣政務官を拝命いたしました稲見哲男でございます。「アクション・プラン」推進委員会の参加は初めてでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

(樽床委員長) これ以降の議事の進行は稲見委員にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。よろしく願いいたします。カメラは退出をお願いします。

(稲見委員) 御指名により議事進行を務めます。どうぞよろしく願いいたします。本日は、関係府省の政務、関係知事に御出席をいただいております。出席者のお名前はお手元の名簿のとおりでございます。なお、中国地方知事会から平井鳥取県知事に新たに御出席いただいております。どうぞよろしく願いいたします。では、議事に移ります。先ほど大臣からもありましたように、前回以降の経過について、まず、御報告いたします。国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案及び個別の事務・権限の取扱いに関する閣議決定案について、前回の委員会以降の経過と変更部分を中心に、御説明をいたします。まず、経過を御説明いたします。前回の委員会で法案等の与党プロセスに向けた取扱いについては、当時の川端委員長に御一任をいただいた後、民主党の地域主権調査会などにおいて御議論をいただいていたところですが、2回にわたって、市町村意見の反映、大規模災害時の対応などの論点について検討を深め、市町村の理解を得られるように更なる努力を払うことを求められました。また、6月18日に全国市長会からも御意見を頂いております。

これらを受けて地域主権戦略室を中心に検討を重ね、全国市長会及び全国町村会に対応案を説明をし、意見交換を行い、理解を頂くための努力を継続をしているところでございます。

出先法案についてであります。最初に、主要な論点について検討結果を資料1-1により御説明を申し上げます。

まず、大規模災害時等の万全な対応の在り方については、別紙1のポンチ絵がありますけれども、御覧ください。大臣による広域連合の長への指示があった場合、直ちに対応する義務があることとし、法案に規定を追加をしています。これは、これまでの緊急時法制において前例のないものでございます。別紙2にあるとおり、国の出先機関が移管されない地域では、引き続き各省大臣の指揮監督の下、国の出先機関が対応することを踏まえたものであります。

また、資料では特に触れていませんが、TEC-FORCEの機能維持や、災害時の情報収集・伝達に関する事項を、閣議決定される事務等移譲基本方針に盛り込みたいと考えております。

次に、別紙3を御覧ください。市町村の意見反映の仕組みについて、特定広域連合

等は市町村の意見をできる限り反映しなければならないとする規定を追加しております。その上で、別紙4にありますように、移譲対象出先機関毎に作成される事務等移譲計画、それぞれの省庁毎になりますけれども、この認定に当たっては、大半の市町村の理解が必要である旨事務等移譲基本方針に盛り込みたい、このように考えております。

このほか、市町村意見の反映がしっかり担保されるよう、別紙5、いわゆる「協議の場」を設けること、別紙6のとおり、市町村の代表者が公平な行政運営を実現するため設ける特定広域連合委員会に特別委員として参加できること、特別委員は、特定広域連合委員会の判断で議決権を有するとすることも可能であること、さらに、別紙7にあるとおり、いわゆる「協議の場」の開催の発議権を市町村に認めることを事務等移譲基本方針に盛り込みたいと考えております。

資料1 - 2は、現時点で最新の法案の概要です。先ほど御説明した事項以外の主な変更点について御説明します。

まず、「1 目的」において、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として」を追加しております。これは、「補完性の原理」や「近接性の原理」を法案に理念として盛り込むべきという与党からの申入れを踏まえた追加でございます。

次に、6ページを御覧ください。「11 その他」の、7ページでございますが、「政府は、この法律の施行後1年を経過した場合において、事務等移譲計画の認定の申請の状況等を勘案し、事務等の特定広域連合等への移譲を推進する観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定を附則に追加しております。これは、移譲対象出先機関の範囲をできるだけ早く拡大すべきとの与党からの申入れを踏まえて追加をしたものでございます。なお、特に御説明いたしません、昨日付けで各府省協議に付した法案を資料1 - 3としてお手元に配付をいたしております。

次に個別の事務・権限の取扱いについて、閣議決定案でございますが、資料2を御覧ください。分厚い資料でございますが、本閣議決定案は、移譲対象出先機関である経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の長が実施している個別の事務・権限の取扱いについて、出先法案とセットで定めようとするものであります。本閣議決定案は、前回の6月の委員会で御一任いただいた内容から一部が変更となっており、変更部分を赤字でお示しをしております。主な変更内容としては、まず、前回の委員会の時点で予定をしていた閣議決定日に変更があったことから、原則移譲の対象とする方向で引き続き検討するものとして閣議決定案別紙2で整理した事務・権限の検討期限を「平成24年度中を目途に」から、「半年後を目途にできる限り早期に」と変更しております。次に、別紙2に掲げる事務・権限に共通する留意事項を明確にするため、原則として別紙2の備考に、特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討と記載をいたしております。自然公園法等の自然保護に関する6法律の事務・権限のうち別紙2で整理したものについて、

備考を一部変更し、これらの事務・権限の検討に当たっては、地方分権推進計画において国の直接執行事務に区分されていることに十分配慮することとしております。その他、6月以降の法令改正や、精査の結果を踏まえた修正を行っています。説明は以上でございます。

それでは意見交換に移ります。御意見のある方から御発言をお願いします。

(広瀬知事) よろしいですか。

(稲見委員) どうぞ、大分県知事。

(広瀬知事) 九州地方知事会の会長もやっておりますので、その立場から一言申し上げたいと思いますけれども、私ども今回の改革につきましては、九州地方知事会として、丸ごと移管の考え方を早速にまとめまして、こちらで提案を申し上げ、今の御説明のありました法案は、基本的には我々の考え方と同じではないかということで、結構なことじゃないかと思っているところでございます。資料5としてお配りをしておりますけれども、やはりこれについて、前向きに我々取り組む必要があるということで、九州地方知事会でも、つい最近10月31日にも緊急提言をいたしまして、基礎自治体等の理解を得るための取組を政府において進めて、そして早期の法案提出を実現させるよう求めるということを言っております、基本的には今の政府の、樽床大臣を始め皆様方の御尽力に大変感謝をするところでございますけれども、せっかくの修正の提案でございましたから申し上げますと、大規模災害時の対応でございますけれども、私ども大臣の指示があれば住民の生命・財産の確保を第一に考えていくということで、当然指示に従うというつもりでありますから、この条文改正いるのかどうか別ですけども結構ではないかというふうに思います。それはそれで結構なんじゃないかなと思っているところでございます。それから市町村の意見反映の仕組みですけども、当然市町村の意見を反映させながらやるということではありますけれども、できる限り反映しなければならないということと、普通はこういうのは努力規定みたいなものではないかと思うんですけれども、これだけ市町村に対して配慮をしているということでそれはそれで一つの考え方かなと、我々もこの点についても前向きに考えていきたいと思っていますけれども、市町村と協議をするという段階でいつも問題になるのは、もちろん県が市町村といろいろ話をしていますけれども、それについていろいろ議論をしてもらう中で、この制度で市町村が心配しているのは、こういうことをやって国の財源的な措置は大丈夫かと、そここのところの見通しもないままにこういうことを作ってえらい後で苦労することにならないかとか、あるいはまた丸ごと移管と言ってるけれども、本当にどこまで移管ができるのか、あるいは何が何でも全部移管しなければいかんと言っているのではなくて、災害の心配なんかもありますから、そういうことでは適切な移管、適切な国との関係をちゃんと作れるのかということも含めて、そういうことは提案される訳です。つまり県と市町村がいろいろ話し合って理

解を得ていく、努力をするときに相当国にもそのところを頑張ってもらって協力をしてもらわないとなかなか制度は作ったけど財源は確保できないよと言ったんでは我々市町村の理解を得る手立てがない。こうやったんだけども適切な権限の移譲がなければ、あるいは国の支援がないという形になると我々がいくら市町村に言っても理解を得る手立てがない、ということなんで、国もある程度そういう努力をやってもらうということが、併せて大事なんじゃないかなと思っております。基本的な法令の改正についてはこれで結構でございますし、またそれをやりたいけれども、我々それにしたがって是非やってもらいたいと思いますけれども、やはり国の責務ということも十分に考えてやっていただきたいと思います。以上でございます。

(稲見委員) ありがとうございます。では、飯泉知事お願いします。

(飯泉知事) はい、ありがとうございます。私の場合は四国は知事会長を置いておりませんので常任世話人という立場と関西広域連合と今日は二つ、二足のわらじで発言をさせていただきたいと思います。今も広瀬九州知事会長さんからお話がありましたように本当にどうも御苦勞様でございました。特に一番課題となっていた市町村の意見の反映の仕方、ここは非常に大きな課題となっていた。この点についても、市長会、また町村会の皆さんとのいろいろな調整、これからもあるやに聞いておりますが、全精力をかけていただいたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。また、党内調整、これも非常に重要な課題となったわけでありまして。これは前回から川端、当時の大臣からもお聞きをしておりましたが、こうした点についても全精力をかけていただいたと、心から感謝を申し上げたいと思います。そこで私の方から特に、市町村との意見の反映の関係について、前に市長会を代表して高知の市長さんが意見反映を言われた時にもあったように、四国は割と当初からやはり市町村あってというところがあったものですから、例えば徳島におきましてはこのアクション・プランはもとより、四国知事会での広域連合の議論についても例えばメールマガジンを出していくとか、あるいはタイムリーに伝達をしていく。それぞれ地方にも市長会、町村会があるものですから、こうした形をずっと取ってきたものですから、我々としてはもう少し進んどうたら良かったなといった点、全国的にですね、という思いがあったわけですが、ようやくこれが政府の皆さん方の御尽力によりましてここまで来たと、感謝を申し上げたいと思います。そこで今回、資料の1 - 1の方に、新たな対応の部分が記されたところであります。特に2 - 3のところでも市町村意見の反映を担保する仕組み、これが掲げられているところでありまして、いわゆる協議の場を法定化して作っていかうと、そしてこれを市町村の側から発議が常にできると、また原則として特定広域連合はこれに応じなければいけない、つまり応諾義務をここに課しているといった点であります。実は民主党の皆さんのおかげで、我々地方の悲願でありました国と地方の協議の場が法定化をされました。ここでも地方側からの発議、これが担保されているところであります。しかし国の側に応諾義務はないんですね。ですからそうした意味が

らいくと、逆にこれは大きな前進だと考えておりまして、是非これを1つの足掛かりとしていただいて、先ほど大臣からもお話があったように、民主党の皆さんにとって一丁目一番地なんだと、こうした改革はですね。是非国と地方の協議の場におきましても、今後国の応諾義務、あるいはそうしたものの努力義務でも結構なのですが、こうした点も一歩進めていただく、その大きな一歩ではないかとこちらは感謝を申し上げたいと思います。

(樽床委員長) おっしゃるとおりですね。

(飯泉知事) それともう1つ、資料4を少し御覧をいただきたいのですが、これは中四国9県で取りまとめたものでありまして、特に2のところの制度上の諸課題の速やかな解決がございます。今、広瀬知事からもお話がありましたように、やはりまだまだ詳細の部分、特に我々が一番気にしておりますのは、三位一体改革といったもので大変痛い目に我々あったことがありますので、是非この財源措置のフレームの点ですね、全体ができあがった後で結構でありますので、こうしたものに対してもやはり我々としっかり協議をしていっていただきたいなと、これはお願いであります。ということで、今回初めて中国知事会も参画をします。これによりまして関西広域連合、そして九州知事会、四国知事会、中国知事会と、いわゆる関西、西日本がすべて特定広域連合を目指そうという形になったところでありますので、言わば機が熟したと我々は考えております。是非速やかに、先ほど閣議決定の　　ということがありましたので、閣議決定を行っていただきまして、速やかに国会に法案を提出をいただいて、早期成立を図っていただきますように、こちらの点についても心からお願いを申し上げます、これは関西広域連合と、そして四国知事会としての意見とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(稲見委員) 平井知事。

(平井知事) それでは中国地方を代表しまして、私の方から若干、コメントをさせていただきますと思います。樽床大臣、大島副大臣、また、稲見政務官はじめ、御関係の皆様本当に御力添えをいただきまして、ここまでやってきたこと、高く敬意を表させていただきますと思います。前にも大臣に申し上げたんですけども、同じ しんじ という名前でございますが、実は縁もゆかりもございませんが、樽床大臣はルーツは島根県にあると。それが我々、山陰の誇りでございますが、是非この際、しっかりと仕上げをしていただければ、非常にありがたいなと思っております。樽床大臣の御先祖はおそらく、鳥取の蟹を食べて、安来節を舞っていたことだと思いますので、ひとつよろしくお取りまとめいただきたいと思っております。私どもは資料の3-1と3-2として、中国地方の現状や考え方について、今日、お持ちをいたしております。資料の3-2の方で、今の私どもの広域連合設立に向けた検討状況を記させていただきます。

したが、共通の課題がいろいろ中国5県あるもんですから、事務を持ち寄りまして、特定広域連合の受け皿を是非目指したいと考えております。そういう意味で、各県議会の了解も取り付けてきておりまして、特段の異論がございません。また、市町村とも話を進めてまいりました。私どもは当面、経済産業局を目標にさせていただきたい。さらに、環境関係につきましては、四国と話をした上で、手を挙げるかどうか考えていきたいというスタンスで臨んでおりますが、それにつきましても、市町村とも十分な協議を重ねてまいりまして、大きな異論があるわけではございません。従いまして、是非この際、法律を仕上げさせていただきたいと思っております。資料3-1が私ども5県の共通の考え方でございますけれども、国の出先機関の移譲というのは、この国の在り方をスリムにして良いかたちに変えていこうということでありまして、これは民主党政権が目指した一丁目一番地であったことは、正しい選択だったと思っております。全国知事会としても、上田副会長を筆頭にしまして、事務の整理だとか分権の考え方を、これまでも提案をさせていただきました。その一番の大きな仕上げといいいますか、力を発揮するのはこの出先機関の移譲の部分だと思っております。二重行政が廃止される、それから住民に身近なところで決定をすることができる、これが今回の眼目でありますので、地方分権の大きな柱として、是非とも実現をしていただきたいと思います。そのために我々としても、議論を進めているところでございますけれども、共通の問題意識としてありますのは、今日、お配りいただきました資料1-2で、6ページのところにございます、9の(2)にございますが、財政上の措置という問題であります。これは先ほど広瀬会長の方からもお話がございました点であります。財源のところははっきり法案の案の中で示されていない。ここにこういうふうには財政を措置すると書いてあります。もちろん、我々、政府がされることでもありますから、御信頼申し上げるわけではありますが、少なくとも事務に滞りが起こることがないように、このところの中身を考えていただく必要がある。それを強く申し上げさせていただきたいと思っております。また、現在の政治状況ではありますけれども、今日、せつかくこうしてアクション・プランの委員会も開かれ、法案の提出に向けて総理も取り組んでいくんだと樽床大臣からお話ございました。是非今後いかなる政治状況があろうとも、これは、与野党を通じた大きな目標としていただきまして、実現を図っていただきたい、法律の成立を図っていただきたい。そのためには、様々な細かい論点がありますが、大方のところでは私どもも呑み込んでいこうという気持ちでございます。実は、今日この場に来るに至ります前に、他の知事からも意見が寄せられてまいりました。若干その懸念の考え方がありましたのは、市町村との意見反映との関係で、できる限り市町村の意見を反映しなければならないと書かれたときの法律の効果の問題であります。是非、法律的な整合性も取っていただきながら、細部を調整をしていただければありがたいと思っております。私ども中国知事会としては、お誓い申し上げますが、市町村の意向を汲むことは絶対にやりたいことでもあります。その意味で市町村と協議をしたり、市町村の意向を反映するという事は、これは県の責務でもあると思っておりますので、果たしてまいりたいと思っております。ただそれが、法律的につつまがあうような

かたちで最終的な取りまとめもしていただければ、我々としてはありがたいというところが本意でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。できればこういうように市町村の意向の反映ということは、広域連合に移行しない地域においても、国としてやってもらいたいという思いもございます。都道府県の広域連合を作るときに、こういう責務が課されるのはどういう意味なのかという声も率直にあったことは御報告申し上げたいと思います。これまで、ここまでこぎつけていただきました御労苦に重ねて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

(稲見委員)ありがとうございました。

(広瀬知事)二度目で恐縮なんですけれども、そういうことで、市町村の意向反映というのは、3知事ともみんなそのつもりでいるんですけれども、この配られた資料1-1の4ページ、事務等移譲基本方針(閣議決定)に、大半の市町村の理解が必要である旨盛り込むという提案がありますけれども、これで閣議決定に盛り込んでいただいたらいいと思うんですけれども、その時にやはりそういう市町村の理解が、大半の市町村の理解が得られるような環境を作るために国も努力をするというようなことを書いていただかないと、県だけですと、財政措置も分からないうちに、まあ賛成してくれよと市町村に言うというのなかなか厳しいところがあるので、理解が必要であると盛り込むときには併せて国もそういう理解が得られるような環境を作っていくというのを書いておかないといけないのではないかと、こう陳情でございます。

(稲見政務官)では、環境副大臣。

(樽床委員長)その都度答えなくちゃいけないの。後でまとめてでいいの。

(生方副大臣)答えてからでいいですよ。

(樽床委員長)3知事の皆さん方から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。要はですね、国としてこういう法律を出すということは、この法律がきちっと動くようにするというのが国の責任だと思います。そこはそれぞれのところと御相談しながらということですが、基本的な考え方として私は地域主権の確立は上からの地域主権の押しつけでは、これは地域主権はやはり進まない。元来、地域主権というのはですね、地域の皆さんのまとまり、熱意があって、はじめて成り立つ、根本的にそういう考え方ですから、それを無理矢理、まだまだ発展途上の段階であればいざ知らずですね、これだけ我が国が成熟した社会になって、それでその上でこの地域主権を上から押しつけるんだっていうのは、どだい無理があるというのが、まず基本的な私の考え方です。ですから、もう一つは、これだけ大きな地域主権の国の在り方を見直すに当たって、それぞれの皆さん方が、道州制についても一緒ですが、地域主

権というものの、皆さんの到達の目標ですね、それはみなさん違うわけですね。道州制のイメージが違うように、地域主権の、ここら辺がゴールじゃない、これがゴールじゃないかという、ゴールも人によって、私は一致はしてないと。でも、目指すべき方向として、いや、あの山の頂上を目指そうと、で、あの山の高さは人によって、違うかもしれないと、でも、そんなこと言ったら前に進まないんで、その山を目指していこうという中で、後は、全部がワンセットで、全部が論理的にすべて構築されて、で、一発転換でドーンと、この変わるというやり方は、おそらく無理だろうと。ですから、山を目指して、我々みんなどっかが出っ張りながら、また、それがいろんな流れを引っ張って、で、みんなで山を登っていくということで、最終的に頂上にみんなで立つと。ただ、そこに行くまでに、各人それぞれの努力があって、できるだけ早く登りたいのはやまやまですが、というまず現状認識に立っております。ですから、今回の法律は、手挙げ方式でありますから、道は用意をさせていただきたいと。道を登るのに我々も協力はしますと。でも、道を登るか、登らないかを決められるのは、それぞれの地域の方ですと。登りたくないとおっしゃってるところに、無理矢理登れと言うつもりはありませんと。登りたいという意思を地域で共有していただいて、是非とも登っていただきたい。ですから、市町村の意見の反映というのは、そういう考え方から出てきておりました、その地域で、県と市と町と村が、ばらばらな地域に、こういうことをお願いできるんでしょうかと、どだい無理じゃないですかと。ですから、みんなで協力し合って、我々も協力し合って、地域の人がやろうと言うんだったら、我々も最大限協力させていただいて、登っていくその道を、この法案で用意をさせていただくと、こういう考え方ありますから、認定する場合には、市町村の方も1,700ありますから、それぞれの地域で言うと、数十から数百という状況で、すべての市町村が、全部前向きに行け、とはならないかもしれない。でも、まあいいじゃないかということで、みんなが行くという方向に、何とか持っていただかなければ、どだい認定も現実にはできないだろうと、こういうことで、あえて少しきつめのことを書かせていただいたということで是非とも御理解をいただきたいというふうに思っております。

(上田委員) 委員長、関連して。一分で。

(樽床委員長) どうぞ。いや、何分でもいいですよ。

(上田委員) いや、またあとで何分か言います。両方足かけてる立場で。要するにですね、国の関わりというのは、地方は三位一体改革で、地方交付税の減額というのがトラウマになっているもので。

(樽床委員長) はいはいはいはい。

(上田委員) 権限、財源が一体的に丸ごと移管っていうことにならないと、説得する材料が弱いよということを広瀬知事は一貫して話されている。この部分だけ、「ああ大丈夫任せとけ、おれに任せろ」と言っていたらもう OK なんです。

(樽床委員長) 私がやってる限りは責任もってやります。

(稲見委員) それでは生方環境副大臣、お願いします。

(生方副大臣) 法案の取りまとめの御努力に感謝をいたします。環境省としても、当然、地域主権改革には積極的に取り組んでおりますし、それに協力を、これからもしていきたいというふうに思ってるんですが、1点だけどうしても言わしていただかなければいけないのは、国立公園の管理についてでございます。今日本には、国立公園、30個あってですね、環境省からレンジャーと呼ばれる方たちがそこに出向いて、そこで国立公園の維持管理に当たってるわけですね。で、彼らはいろんな場所を回りながらこっちでの知見を活かしながら、ここでまた活かすとかって、あるいは海外に出たりしながら、国立公園の管理に当たってきたわけです。これを地域に移管するということになるとですね、国立公園ですから、どこの国を見ても、国立公園ですから、国立公園を国が管理をするというのが当たり前であって、国立公園を地方が管理するんだったら、県立公園にすればいいんであって、国立公園はやっぱりあくまでも国がきちんと管理をする必要があるというふうに思っております。世界遺産なんかもやはり、国が管理してるっていうのが条件になりますので、きちんと国立公園として管理をしてるといことが、世界遺産になる条件の一つなんで、是非とも国立公園の管理は環境省に任せていただきたい。これは、各種自然保護団体も、何とか環境省が維持してほしい、ということをおっしゃいますんでね、環境省としても、経産省なんかと一緒にしながら、国立公園をさらにブラッシュアップしながら、海外からも人にきてもらいたい、という努力を今しているところで、これは地域の皆さんに対しても、地域とももちろん協力がなくては、国立公園の維持管理はできないわけで、協働型管理という考え方を打ち出しまして、地域の方達と一緒にあって、国立公園を管理したい、というふうに思っておりますので、是非とも国立公園は、対象の外にしていきたい。国立公園を移譲するという結論には、ならないというふうに思いますが、内閣府提案の法律の中に自然公園法が移譲対象候補になっているので、これは何とか外していただかなければ困る、というふうに思っております。これは、長浜大臣も全く同意見でございます。生物多様性をきちんと守る、というようなことから、国立公園はきちんと環境省が地域の方たちと協働しながらきちんと守っていくんだ、ということをおっしゃいますので、是非とも御理解をいただき、この自然公園法を移譲対象から外してほしい、というのが、環境省からの要望でございます。

(樽床委員長) 一応、答えた方がいいのかな。

(生方副大臣) はい。

(樽床委員長) 聞きっぱなしでいいの。

(生方副大臣) いや、答えてくださいよ。

(樽床委員長) 要はその法律名を削除してくれ、とこういう話ですよ。で、そこはちょっと厳しい、というのがまず結論です。それでですね、やはり、国立公園を管理するのは大変でしょ。で、大変だから、それはやはり国のこれまでのノウハウと、様々なものがあって、で、国が形としてやらなければならないし、能力も国にしかないのではないかということだろうと思うんですよ。そういうことは例えば、それぞれの法律名はそのまま書いていますが、それぞれの認定を受けられたところと相談をして、そのブロック、広域連合が、そんだけあるんやったら我々は無理だからそのまま国でやってください、という判断をされれば国でやる。で、そんだけあるのかと、それでも我々で、例えば九州がね、それでも全部我々はやりますと、こんだけあるんです、いやそれでもそれだけの能力を我々は培って、やるから、それは任せてくれということがあればそれは任したらよいし。でもそうはならず、どうぞということであればそのままという、基本的に全部そういう形にしていますから、一つ、いやこれは国でしかできないと言えば、整備局だってまた必ずおっしゃるわけで、災害の時はどうだという話になるから、そこはちょっと例外なしということで法律に書くのは許していただきたいなと。後はそれぞれと相談していただければ十分対応できるのではないかなというふうに思っております。

(生方副大臣) 御承知のように自然は一回壊れちゃったら元に戻りませんのでね、やっぱり地域、県の利害と、県は開発をしたいという、例えば思いがあったとしても、我々は開発をしないでくれと、この地域はどうしたって国立公園として後世に残していかなきゃいかんというような場面があるときもあるわけですね。だから、国立公園なんですから、じゃあ名前変えちゃうんですかということにもなっちゃいますので。

(樽床委員長) そうじゃなくてね、例えば県は、県がどういう意向を持っているのか分からんけれども、所謂広域連合として、やっぱり国の、県を跨ぐような大きな公園で素晴らしい公園だからそこは観光地にもなるし、国立公園目指して観光に行く人もいっぱいおられるわけで、だから国の意見も言って、地元も広域連合もそりゃそうだろうねと、大体意見は一致するはずなんですよ。よっぽど意見が一致しない誰か特異な人がおられたとしても、そういう人の意見は大勢にはならないと思うのですよ。だから、国の事情もちゃんと説明して、任すにはこれだけのものが入りますよと、金もこれだけ入りますよと。レンジャーも全部回っているんやったら、だったら要するに皆さん

にあげると国はそこは回れませんよと、もしくは回るんやったら何かの、さらに何かプラスアルファがなければ無理ですよとか。だったら自分らでレンジャーやってもらえますか、というような話し合いを、キャッチボールを当然していかれるものだと僕は思いますから、そこで自ずと合理的なところに落ち着くのではないのでしょうか。

(稲見委員) 上田知事。

(上田委員) 副大臣ですね、環境を一貫して破壊してきたのはリゾート法だとか、臨海工業地帯だとか国の施策。農地転用とかは農水大臣が権限持っていてなかなかできないのですよ、簡単に環境を壊せないのですよ。そこはやっぱりできるだけ信じていただきたい。確かに経済産業省や、国土交通省の細かい条文を見ていけば、これは国の方がいいなというのがあって、項目的には引っぱがすことがあると思います。ただ、それをやっているとそのエネルギーで物事が進まないの、せっかく民主党が掲げた、この60年も経つこの地方制度の根幹をですね、もっとこう住民目線に、より市町村目線にあるいは都道府県目線にというような形に変える大きなチャンスなので、そこはちょっとおおらかに見ていただきたいと思います、是非。

(生方副大臣) 基本的に大きな考え方について、別に反対しているわけじゃなくて、国立公園というものの管理を、環境省としても長いことやってきたわけですよ。で、それに対する専門家もたくさん育ててきて、国立公園というのはどこの国を見ても、国が管理するのが当たり前なので、是非その原則は御理解をいただきたいということでございます。

(飯泉知事) 開発の観点は今、上田知事からもお話申し上げたとおりですし、あとその名前の点でだいぶこだわられて、国立公園なんだから国が管理、だったら国道の管理はどないなるんだとかね。国道だって、大半は実は地方が管理してるんですよ。逆に言うと、樽床大臣がおっしゃっていただいたように、国立公園の管理ってこんなに大変なんだよ、こんなに一生懸命やってるんだよ、それを逆に我々の方にお伝えをいただいて、大臣からもあったように、ああそこまで大変だったら国の方である程度やってもらったらとかね。いや、それなら十分できますよというのであれば、それは1つだと。徳島県においても国立公園1つ、国定公園2つありますのでね、そうした点は別に我々何も環境を破壊しようなんてことは全く考えてないところですからね。それは是非誤解のないように。そして、皆さんがうまくいくように。で、実は今までもこういう話は各省からあったんです。これは外してくれ、あれは外してくれ。でもそれは、先ほど樽床大臣が言われたように、まずは一発行こうよと。ただそうした中でそれぞれの性格でお互い落ちるところに落とせるじゃないかと。こんな形になってますので。それはお戻りになられて、事務方の皆さんにもそのようにおっしゃっていただきたい。少なくとも国立公園だから国が管理と、これは二度と言われたい方がいい

いと思いますので。

(生方副大臣) 国立公園はやっぱり国なんです。国立公園なんだから。県立公園じゃないんだから。

(樽床委員長) それとね、実はさっき平井知事がさらっとおっしゃったこと、もう皆さんお分かりいただいていることだろうと思いますが、改めて確認しますと、平井知事がおっしゃったのは、中国地方では経産省のものは、みんなが欲しいと言っておると。で、環境のやつは今検討中だと。そういうふうにおっしゃって、整備局は全然言っていないわけですよ。ということは、整備局はいらんというようなことなのかもしれない。いや、分かりません、これからの議論ですが。だから、事程左様にそれぞれの地域で考えれば、ひょっとしたら環境だけくれと、あとはいらんというところもあるかもしれんし。環境と経産のところはくれと、で、整備局はそのまま国でやってくれという判断されるところもあるし。全部くれというところもあるやろうし。それは地域の事情によって様々、違いがあるということ、さらっと平井知事がおっしゃったことを、一般論で言うとそういうことになるということです。

(生方副大臣) 我々も環境省がやってる国立公園の管理、こんな項目があつてこうだということは、説明に上がらせていただきますので、是非理解はしていただいて、任せていただきたいということだけ申し上げます。

(稲見委員) それではその他に御意見ございますでしょうか。いいですか。長安国土交通副大臣。

(長安副大臣) 地方整備局の話でございます。今、地域によって、これはやる、これはやらないという話もございましたけれども。まずこれ、前回までの議論、委員会の体制変わりましたので重複する部分もあるかもしれませんが、敢えてコメントさせていただきます。課題としては、まず区域の問題です。御存知のように、川、長い川を今まで一貫で管理をしてきたものが、広域連合を跨いでしまうような時にどうするんだということが、当然発生します。跨いだ時に、もちろんそれぞれ役割分担して管理していけばいいじゃないかという議論はでるんですけども、一方で、これよく言われる話ですが、水が増えてきた時に、調整せなあかん時に、上流でやるのか下流でやるのかと、この議論が当然出てくるわけです。そこはしっかりと議論をしていただかないと、これは国民の安心と安全に関わる問題かなあということ、をまず区域の点で申し上げたいと思います。それと事務の持ち寄りについてでございますけれども、今回、この地方分権の流れというのは行政の効率化を図ろうというのがそもそもお題目だと思っております。そういう意味で、実質的に適切な事務の持ち寄りがしっかりと確保されるようにすることが必要だと考えております。もう一つ、国の関与につい

てでございます。これは直轄の国道、また今申し上げた一級河川などの、国家的なインフラの整備とか管理については、全国的ネットワークの形成、また国民の生命・財産の保護を図る上で、国の関与や並行権限行使が柔軟に措置されることが必要だと考えております。それから、移譲事務等の例外についてでございます。これは国家の利害の観点から判断をしないといけないもの、また国費の負担に関する判断を要するもの、全国一元的な制度とする必要があるもの、こういったものは、移譲の不都合があるということで、例外とすることが必要ではないかと思っております。それから、この間議論にもなってきました、大規模災害時の対応についてでございます。東日本大震災でも東北地方整備局、また、全国の地方整備局の TEC-FORCE が、一体的に災害対応を行って、評価をいただいたわけであります。そういう中で、オールジャパンの災害対応ができるよう、適切に措置することが必要だと考えております。地方整備局の業務というのは、市町村等とも密接に関わって業務の遂行をしているという上では、市町村の理解をしっかりと求めていくことは必要、先ほどお話もありましたけれども、そこは必要だと思っております。ここで1点御質問なんです、事務等移譲計画の認定に当たり「大半の」市町村の理解が必要との御説明がございました。「大半」の具体的なイメージというのは、どういったイメージをお持ちなのかということ、後で結構です、お話いただきたいと思っております。今申し上げましたように、地方整備局の役割というのは、非常に今まで皆さんの御認識いただいているとおり、重要だと思っております。現場の力、また統合力、また即応力という、こういった力が移譲されようとも引き続き維持されていかなければならないと思っております。今後、基本計画を立てていく段、また、政令を作っていく段、改正していく段、そういう段においては、私が申し上げたことは是非御留意いただきたいと思っております。

(稲見委員) ちょっとタイム。待ってください。他に、だいたい、ぼちぼち時間がきておりますが、他に御質問なり御意見ございませんでしょうか。

(上田知事) では、すみません。4分ぐらいいただくかもしれません。

(樽床委員長) どうぞ。

(上田知事) 私は、民主党のマニフェストです、目立つところで失敗されているので、すごく失敗してるように見えるのですが、結構頑張っている部分というのはたくさんあると思っております。

(樽床委員長) ありがとうございます。

(上田知事) 16兆8千億のうち、7兆円ぐらいは無駄遣いを見つけておられると思いますし、特にこの地域主権戦略の部分での一丁目一番地として、私は出先機関廃止の

プロセス、プロセスと敢えて言いますが、一気に何でもできると思ってませんので、まさにここが本丸というふうに思っておりますので、よくここまでこぎつけていただいたと思っております。国と地方との協議の場が法定化されたので、消費税の国と地方の配分なんかきちっと議論ができた。あるいは細切れ補助金をね、一括交付金化、一兆円を目指して8,300億まで来た。やっぱりすごい努力だと思います。もちろんこれがプロセスであって、権限移譲が本当の目標だと思いますが。義務付け・枠付けにしてもですね、かなりいい線まで来ている。ハローワーク特区も完全移管が一番いいことですけれども、今の時点で難しいということで、特区という形で認めていただいて、これも先行モデルを進める形で、もう既にスタートしています、10月から、埼玉と佐賀ですね。それから出先機関原則廃止についてのプロセスとして、大宝の律令以来、六十余州があって、47都道府県になって、戦後60年経って、先行モデルとして広域連合という枠を作りながら新しい行政のモデルをやろうとしている。これはいくつも理由があるんですが、対人口比で世界の中で日本が一番研究者の数が多いんです、どこよりも。それから、民間の研究開発費も含めた研究開発費はアメリカに次いで2番目に多いんですね。その金額だって大変なものでありますし、例えばアメリカが37兆6千億、日本が17兆1千億、中国が9兆2千億と、かなり日本は強いんですね。ゆえに国際特許出願件数もアメリカに次いで2番目に多い。アメリカが4万8千、日本が3万8千、それで次にドイツの1万8千、中国の1万6千。2位と3位の差が極端にあるわけですね。こういう強さを持っていて、対外資産も253兆、その次の中国が137兆です。国民資産も1,400兆あるにもかかわらず、例えば法人税のピークは18兆9千億ありましたが平成22年で8兆9,600億、10兆くらい減らしている。あるいは個人の所得もですね、ピークは21兆3,800億あったけど、12兆9,800億、これも8兆くらい減らしている。よっぽど霞ヶ関がへたくそなのか、あるいは永田町がへたくそかと。

(樽床委員長) はい。

(上田委員) だから、この経済産業局とか、そういう部分をこの地方に若干預けて、いろんな先行モデルにより突破口をちょっと開いていく。そういうことが日本の活性化につながるということで、ここまで取りまとめたいただいた樽床大臣はじめ関係の皆様、党内でいろいろな議論があり、あるいはまた、市長会、町村会からいろいろな議論があり、頓挫するのと、やっぱり一歩二歩三歩進めて行くのでは雲泥の差が出てきますので、是非ここはですね、大局的な見地に立って、この一歩でも二歩でも三歩でも大いに進めていただいて、こう前向きに実験していくなだと、こういうマインドを日本中で作ってもらうためのですね、一つの立場にしてもらいたいということを強くお願い申し上げます。

(稲見委員) そうしましたら、上田知事の励ましの言葉はちょっと置いておいて、長安

国交副大臣からありました点、問題意識、これまで議論をしてきた点たくさんありますけど、樽床大臣の方から簡単に、御回答を。

(樽床委員長)国交省、いろいろこれまでそれぞれの市町村からの信頼が厚い整備局を抱えられておられますので、その信頼ゆえにですね、いろいろ御心配いただいておりますというのはよく理解しております。ですから、できるだけみんなが協力し合ってやっていくという前提で、いろいろ御心配を一緒になってみんなで解消していきたいと思えます。で、大半というのは、これね、非常にばくっとした表現ですが、大勢おられてちょっと言いにくいんですが、イメージ的に思っただけならば、例えば市長会をイメージしていただいて、市長会は議決権限がないですよ。要するに、モノを決めるという組織じゃないとは思いますが、それでも市長会の会長さんはですね、何か分かったと、市長会の会長として、例えばその前に出て、分かりましたと言えるか言えないかと。そうすると、大体市長会の、町村会でもいいですよ、会長が、まあ、まあ分かったと言えるなあというぐらいの状況がですね、その市長会の中になれば、大半の理解とは言えないんじゃないかというふうに私は思います。だから、市長会の会長は、もう一回言うと、大阪の会長が、長安先生も大阪ですから、大阪の会長がいるんな市長の意見知ってて、こんなとこで俺分かったって言うたらえらい目にあうと、思ったらよう言わん、言われぬですよ。ここでオッケーと言うても何とかなるやろうということですか、オッケーと言えないですから、そういう状況ということですよ。

(長安副大臣)分かりました。

(樽床委員長)分かりやすい？

(稲見委員)あと実務的に言いますと、水系一貫管理の点は、また国土交通省と十分御相談をしたいと思っています。持ち寄りも、やはり国が地方に権限移譲するわけですから、義務化をすることはできないけれども、おっしゃってる効率化というのは、党の中でもいろいろ議論をいただいているという点であります。それから、大規模災害の点は、非常に多くの議論をいただいておりますので、そこで緊急法制にないようなしっかりと、実力部隊を持っている広域連合が頑張るって、国の出先機関と同じような対応をしていくという努力をしていくというふうなことにしていますんで、是非そういうことで御理解をいただきたいと思えます。それではですね、よろしいですか、そしたら、最後まとめて樽床大臣から簡単にお願ひしたいと思えます。

(樽床委員長)はい、話が長いということのようでございますが、とにかく、皆さん方の貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。もう私の意見は先ほどの議論の中で大体御理解いただいているかと思えます。要は、今回の改革は、国が押し付けるのではなく、一律ばさっとすべてを国の言うように統一するのではなく、それぞ

れの地域で、皆さんが関係者全員が協力し合って、地域主権の歩みを進めていくという精神に立っておりますので、何卒御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

ただ、党内での手続がまだ終了いたしておりません。様々な御意見がありますので、何とか党内の了解をいただいて、そしてまだ市長会含めて役員会等々も今週用意されておまして、そういった所にまだこれから御理解をいただく作業も残っております。ですから、そういった市町村の御理解をいただく作業をまだ鋭意続けながら党内の了解をいただく作業を続けながら、全部が整った段階で、提出をしたいという思いで進んでまいりますので、今後の取扱いにつきましては、どうか私に御一任賜ればというふうをお願いを申し上げます。以上であります。

(稲見委員) それでは地域主権担当・・・。

(生方副大臣) ちょっといいですか。御一任と言っても、まだ政府内での意見もまだまとまっていない部分もあるので、一任と言っても。

(樽床委員長) 政府内での意見はこれでまとまったという認識に立っています。

(生方副大臣) 環境省としてはちょっとそれで一任というわけにはいかないということだけは申し上げておきます。

(稲見委員) これからの事務配分とかは議論を尽くしていくということでもありますので、先ほど私の方からも、地方分権の改革の時に、むしろ国立公園の問題を含めて、それは国の方に移管を戻したというような経過を踏まえて配慮するというふうに冒頭で申し上げましたので、これからの御議論でよろしくお願ひしたいと思っております。それでは、地域主権担当推進大臣のですね・・・。

(樽床委員長) いいんですかね、それで。

(生方副大臣) いや、納得していませんけど。

(樽床委員長) 納得していないけど、進んでいくということで。ただ、党の了解と、私もこれまでですね、党の方でやや言ってきた方ですから、党の了解をとらないのに勝手に政府が、私はずっと言っておりますが、党が本社で我々が出向しているわけですから、やっぱり本社の了解取らない限りは、出張している我々としては前に進めませんので、党の了解を取るという最大のテーマがまだ残っておるとことは正直に申し上げさせていただきますが、党の了解が取れたら、もう進めさせていただくと、こういうことで私に御一任をいただければと、こういうことであります。進む進まない

のことについては御一任賜りたいということであります。

(稲見委員)改めて申し上げます。地域主権推進担当大臣でありますこの場の樽床委員長に御一任いただくということによろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり(特段異を唱える者なし))

(稲見委員)どうもありがとうございました。それでは本日の委員会はこれまでといたします。次回の委員会の開催については事務局より追って連絡をします。なお、この後の報道陣から質問等があれば、委員長に対応いただきます。本日はどうもありがとうございました。

(以上)